

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</u></p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十七条に規定する罪</u></p> <p>五十七・五十八（略）</p> <p>（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）</p> <p>第十三条の二 法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律<u>第二十七条第一項から第三項までに規定する罪</u></p> <p>（暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置等）</p> <p>第十四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第十三条の援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、当該申出を相<u>当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。</u></p> <p>一〇三三（略）</p> <p>四 法第三十二条の三第一項の都道府県暴力追放運動推進センター（第</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</u></p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十六条に規定する罪</u></p> <p>五十七・五十八（略）</p> <p>（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）</p> <p>第十三条の二 法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律<u>第二十六条第一項から第三項までに規定する罪</u></p> <p>（暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置等）</p> <p>第十四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第十三条の援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、当該申出を相<u>当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。</u></p> <p>一〇三三（略）</p> <p>四 法第三十二条の三第一項の都道府県暴力追放運動推進センター（第</p>

二十四条第十号及び第二十六条において「都道府県センター」という。
。）が行っている法第三十二条の三第二項第九号の事業について教示
すること。

五・六（略）

2（略）

（事業者に対する援助の措置）

第十五条 公安委員会は、法第十四条第一項の援助を受けた旨の申出を
受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容
に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一〜七（略）

八 不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五
号）の規定により登録を受けた不当要求情報管理機関（法第三十二条
の三第二項第八号に規定する不当要求情報管理機関をいう。第十八条
第三項において同じ。）を紹介すること。

二十四条第十号及び第二十六条において「都道府県センター」という
。）が行っている法第三十二条の三第二項第八号の事業について教示
すること。

五・六（略）

2（略）

（事業者に対する援助の措置）

第十五条 公安委員会は、法第十四条第一項の援助を受けた旨の申出を
受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容
に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一〜七（略）

八 不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五
号）の規定により登録を受けた不当要求情報管理機関（法第三十二条
の三第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。第十八条
第三項において同じ。）を紹介すること。

改 正 後

改 正 前

<p>（指定の申請） 第一条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 四（略） 五 暴力追放相談委員（法第三十二条の三第一項第二号に規定する暴力追放相談委員をいう。以下同じ。）として選任した者の氏名、住所及び略歴並びに相談業務（暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による不当な行為に関する相談、少年に対する暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の影響を排除するための活動、暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動又は暴力団の事務所（法第十五条第一項に規定する事務所をいう。第六条第一号二(2)において同じ。）の使用により付近住民等（法第三十二条の三第二項第六号に規定する付近住民等をいう。第六条第一号二(2)において同じ。）の生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されることを防止するための活動に関する業務をいう。以下同じ。）に従事した経歴を記載した書面 六 九（略） （暴力追放相談委員） 第四条 法第三十二条の三第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。 一 二（略） 三 次のいずれかに該当する者であること。 イ 弁護士（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による</p>	<p>（指定の申請） 第一条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 四（略） 五 暴力追放相談委員（法第三十二条の三第一項第二号に規定する暴力追放相談委員をいう。以下同じ。）として選任した者の氏名、住所及び略歴並びに相談業務（暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による不当な行為に関する相談、少年に対する暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の影響を排除するための活動又は暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動に関する業務をいう。以下同じ。）に従事した経歴を記載した書面 六 九（略） （暴力追放相談委員） 第四条 法第三十二条の三第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。 一 二（略） 三 次のいずれかに該当する者であること。 イ 弁護士（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による</p>
---	---

弁護士をいう。第十五条の二第一号において同じ。）

ロ（ホ）（略）

（都道府県センターの基準）

第六条 法第三十二条の三第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる相談事業の種類（法第三十二条の三第二項第三号から第六号までの事業の別をいう。以下同じ。）の区分に従い、次に定める暴力追放相談委員の数がそれぞれ当該種類の相談事業を行うために必要な数以上であること。

イ（ハ）（略）

二 法第三十二条の三第二項第六号の事業 次のいずれかに該当する

暴力追放相談委員

（1） 第四条第三号イに該当する者

（2） 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための活動を行う業務に関する知識経験を有すると認められる第四条第三号二又はホに該当する者

二（四）（略）

（不当要求情報管理機関に対する援助）

第十条 都道府県センターは、不当要求情報管理機関（法第三十二条の三第二項第八号に規定する不当要求情報管理機関をいう。）で不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の規定により登録を受けたものから援助の申出があったときは、その申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を迅速かつ適切に採るよう努めなければならない。

一（四）（略）

弁護士をいう。）

ロ（ホ）（略）

（都道府県センターの基準）

第六条 法第三十二条の三第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる相談事業の種類（法第三十二条の三第二項第三号、第四号又は第五号の事業の別をいう。以下同じ。）の区分に従い、次に定める暴力追放相談委員の数がそれぞれ当該種類の相談事業を行うために必要な数以上であること。

イ（ハ）（略）

二（四）（略）

（不当要求情報管理機関に対する援助）

第十条 都道府県センターは、不当要求情報管理機関（法第三十二条の三第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。）で不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の規定により登録を受けたものから援助の申出があったときは、その申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を迅速かつ適切に採るよう努めなければならない。

一（四）（略）

(差止請求関係業務に係る業務規程の記載事項)

第十五条の二 法第三十二条の五第四項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 差止請求関係業務（法第三十二条の五第一項に規定する差止請求関係業務をいう。以下同じ。）の実施の方法に関する事項（同条第三項第二号の検討を行う部門における同号の暴力追放相談委員及び弁護士（以下「専門委員」という。）からの助言又は意見の聴取に関する事項を含む。）
- 二 役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項
- 三 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項
- 四 法第三十二条の九の帳簿書類の管理に関する事項
- 五 その他差止請求関係業務の実施に関し必要な事項

(適格都道府県センターの認定に係る申請書の記載事項等)

第十五条の三 法第三十二条の六第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
- 2 法第三十二条の六第一項の規定による申請書の提出は、当該都道府県センターに係る法第三十二条の三第一項の規定による指定をした公安委員会を経由して行わなければならない。

(適格都道府県センターの認定に係る申請書の添付書類)

第十五条の四 法第三十二条の六第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 定款

二 差止請求関係業務に関する業務計画書

三 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

四 法第三十二条の五第三項第一号の業務規程

五 役員及び専門委員に関する次に掲げる書類

イ 氏名、住所及び略歴を記載した書類

ロ 専門委員である暴力追放相談委員が第六条第一号二に定める暴力追放相談委員であることを証する書類

六 最近の事業年度における収支決算書、貸借対照表及び財産目録、収支の見込みを記載した書類その他の経理的基礎を有することを証する書類

七 最近の事業年度における事業報告書

(適格都道府県センターの認定の公示等)

第十五条の五 法第三十二条の七の規定による公示及び通知は、法第三十

一条の五第一項の認定をした後速やかに行うものとする。

2 法第三十二条の七の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該適格都道府県センター（法第三十二条の四第一項に規定する適格都道府県センターをいう。以下同じ。）の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地

三 当該認定をした日

(適格都道府県センターの認定に係る変更の届出)

第十五条の六 法第三十二条の八の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該適格都道府県センターの名称若しくは住所又は代表者の氏名
- 二 差止請求関係業務を行う事務所の名称又は所在地
- 三 第十五条の四各号に掲げる書類に記載した事項

2 法第三十二条の八の規定により前項各号に掲げる事項の変更の届出をしようとする適格都道府県センターは、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該変更の届出が前項第三号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の事項を記載した第十五条の四各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の年月日
- 三 変更の理由

3 国家公安委員会は、法第三十二条の八の規定による届出書の提出（第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係るものに限る。）があつたときは、当該変更に係る事項及び変更の年月日を公示しなければならない。

（差止請求関係業務に関する帳簿書類）

第十五条の七 法第三十二条の九の規定により適格都道府県センターが作成すべき帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一 法第三十二条の四第一項の権限の行使に関する相手方との交渉の経過を記録したもの

二 法第三十二条の四第一項の権限の行使に関して適格都道府県センターが訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となつた場合におけるその経過及び結果を記録したものの

三 前二号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

四 法第三十二条の五第三項第二号の検討を行う部門における検討の経過及び結果を記録したもの

五 差止請求関係業務に関する収入及び支出を記録したもの

2 適格都道府県センターは、前項各号の帳簿書類を、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿書類を保存しなければならない。

(立入検査をする職員の見証書の様式)

第十五条の八 法第三十二条の十一第二項の見証書の様式は、別記様式第一号の二のとおりとする。

(適格都道府県センターの認定の取消しに係る公示等)

第十五条の九 法第三十二条の十三第二項の規定による公示及び通知は、同条第一項の規定による取消しをした後速やかに行うものとする。

(準用規定)

第十六条 第一条(第二項第五号から第八号までの規定を除く。)及び第一条の二の規定は法第三十二条の十五第一項の規定による全国暴力追放運動推進センター(以下この条において「全国センター」という。)の指定を受けようとする法人について、第二条の規定は法第三十二条の十五第一項の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、第十二条、第十三条第一項及び第十四条の規定は全国センターについて準用する。この場合において、第一条第一項中「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」とあるのは「国家公安委員会」と、同項第二号中「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業(以下「暴力追放事業」という。)」とあるのは「法第三十二条の十五第二項各号に掲げる事業」と、同項第三号中「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の十五第二項各号に掲げる事業」と、第一条の二中「法第三十二条の三第一項」とあるのは「法第三十二条の十五第一項」と、「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の十五第二項各号に掲げる事業」と

(準用規定)

第十六条 第一条(第二項第五号から第八号までの規定を除く。)及び第一条の二の規定は法第三十二条の四第一項の規定による全国暴力追放運動推進センター(以下この条において「全国センター」という。)の指定を受けようとする法人について、第二条の規定は法第三十二条の四第一項の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、第十二条、第十三条第一項及び第十四条の規定は全国センターについて準用する。この場合において、第一条第一項中「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」とあるのは「国家公安委員会」と、同項第二号中「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業(以下「暴力追放事業」という。)」とあるのは「法第三十二条の四第二項各号に掲げる事業」と、同項第三号中「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の四第二項各号に掲げる事業」と、第一条の二中「法第三十二条の三第一項」とあるのは「法第三十二条の四第一項」と、「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の四第二項各号に掲げる事業」と、第二条及び

、第二条及び第三条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十二条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の十五第二項各号に掲げる事業」と、第十三条第一項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十四条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第三十二条の三第六項」とあるのは「法第三十二条の十五第三項において準用する法第三十二条の三第六項」と読み替えるものとする。

第三条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十二条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の四第二項各号に掲げる事業」と、第十三条第一項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十四条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第三十二条の三第六項」とあるのは「法第三十二条の四第三項において準用する法第三十二条の三第六項」と読み替えるものとする。

別記様式第1号の2 (第15条の8関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
官 職 名	
写 真	
上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32 条の11第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明 する。 年 月 日	
国家公安委員会 印	
85.8	

(表)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抜粋) 第32条の11 略 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 略
--

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第三（第六条関係） 一・二（略） 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	第三十二条の十五第三項において読み替えて準用する第三十二条の三第五項、第三十二条の十五第一項及び第三十八条第二項	別表第三（第六条関係） 一・二（略） 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	第三十二条の四第三項において読み替えて準用する第三十二条の三第五項、第三十二条の四第一項及び第三十八条第二項
四・五（略）	（略）	四・五（略）	（略）